

感染症対応のための県と医療機関等との協定締結に向けてのスケジュール

令和5年10月23日（月）
第2回富山県感染症対策連携協議会

医療措置協定締結スケジュールについて

時期	協定締結先			
	病院	診療所	薬局	訪問看護事業所
10月	医療措置協定案策定		医療措置協定案策定	
11月	病院・診療所と協議		薬局、訪問看護事業所と協議	
12月			順次、 協定締結	
1月	順次、 協定締結		薬局、訪問看護事業所：注2	
2月	病院：注1、注2			
3月	診療所：注2			
4月	医療措置協定効力発生 病院・診療所・訪問看護事業所：注3			

※ G-MISによる報告の取扱い等についての感染症法施行規則が改正され次第、各医療機関と順次電子メールにて協定を締結する。

(注1) 入院を担当する医療機関に対し、協定締結と同時に第一種協定指定医療機関の指定をする。

(注2) 発熱外来・自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関に対し、協定締結と同時に第二種協定指定医療機関の指定をする。

(注3) 公的医療機関等には、協定締結に加え、協定に基づき講ずることとした措置の一部又は全部について感染症法第36条の2第1項の規定に基づく通知（医療提供義務通知）を行う（R6.4～）。